

第2章 参加校の活動内容とその結果

第1節 活動の概要

2-1-1. 初参加校と参加経験校の学校数

平成30（2018）年度の初参加校と参加経験校の学校数を表2-1-1に示す。

平成23年度から開始された当事業についてみると、初参加校は合計9校で全体（52校）の17%である。一方、平成23年度から5回以上参加している学校は12校で、23%の学校が知的財産学習を継続的に実施し、発展させていることがわかる。

表2-1-1 令和元年度参加校の参加回数（単位：校）
（比率は、いずれも全校数（42校）に対する比率である。）

	合計 参加 校	H25～R1 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業 参加経験						
		R1 初参加校 (通算1回)	H23～H30の うち1回及び H30参加 (通算2)	H23～H30の うち2回及び H30参加 (通算3)	H23～H30の うち3回及び H30参加 (通算4)	H23～H30の うち4回及び H30参加 (通算5)	H23～H30の うち5回及び H30参加 (通算6)	H23～H30の うち6回及び R1参加 (通算7)
工業高等学校	22	1	4	7	4	2	1	1
商業高等学校	10	0	1	6	1	1	1	0
農業高等学校	1	0	1	0	0	0	0	0
水産高等学校	5	2	0	1	0	0	1	1
高等専門学校	4	0	0	0	2	0	0	2
合計	42	3	6	14	7	3	3	3
(比率)	-	7%	14%	33%	17%	7%	6%	6%

2-1-2. 指導対象について

今年度の参加校における指導対象は、前述の1章 表1-3-1のとおりである。対象は多岐にわたっているが、このことは、知的財産学習は、様々な機会を通して知財マインドの育成や創造性豊かで実践力・活用力のある人材の育成を行なうことができることを物語っている。

学校種別ごとに指導対象をまとめると、表2-1-2のとおりである。学校種別ごとに傾向をみると高等学校においては、全学年にわたって広く指導している。

表2-1-2 学校種別ごとにみた指導対象

学校種別	1年	2年	3年	4年	5年	専攻科 1年	専攻科 2年	課外活動 等
工業高等学校 (22校)	20校	17校	21校	－	－	－	－	1校
商業高等学校 (10校)	7校	9校	9校		－	－	－	1校
農業高等学校 (1校)	1校	1校	1校	－	－	－	－	－
水産高等学校 (5校)	4校	5校	5校	－	－	－	－	1校
高等専門学校 (5校)	4校	3校	4校	0校	2校	－	－	2校

第2節 参加校における活動内容とその成果

2-2-1. 指導法とその成果

採用された指導法と採用数を表2-2-1に、またその成果についてのアンケート結果を図2-2-1に示す。表中の赤の網掛けは全体で50%以上採用されている指導法、水色の網掛けは全体で30%以下の採用の指導法である。

表2-2-1 採用された指導法と採用数（R元年度 アンケートより）（単位：校）

（注）表中の赤の網掛けは全体で50%以上採用されている指導法、水色の網掛けは全体で30%以下の採用の指導法。

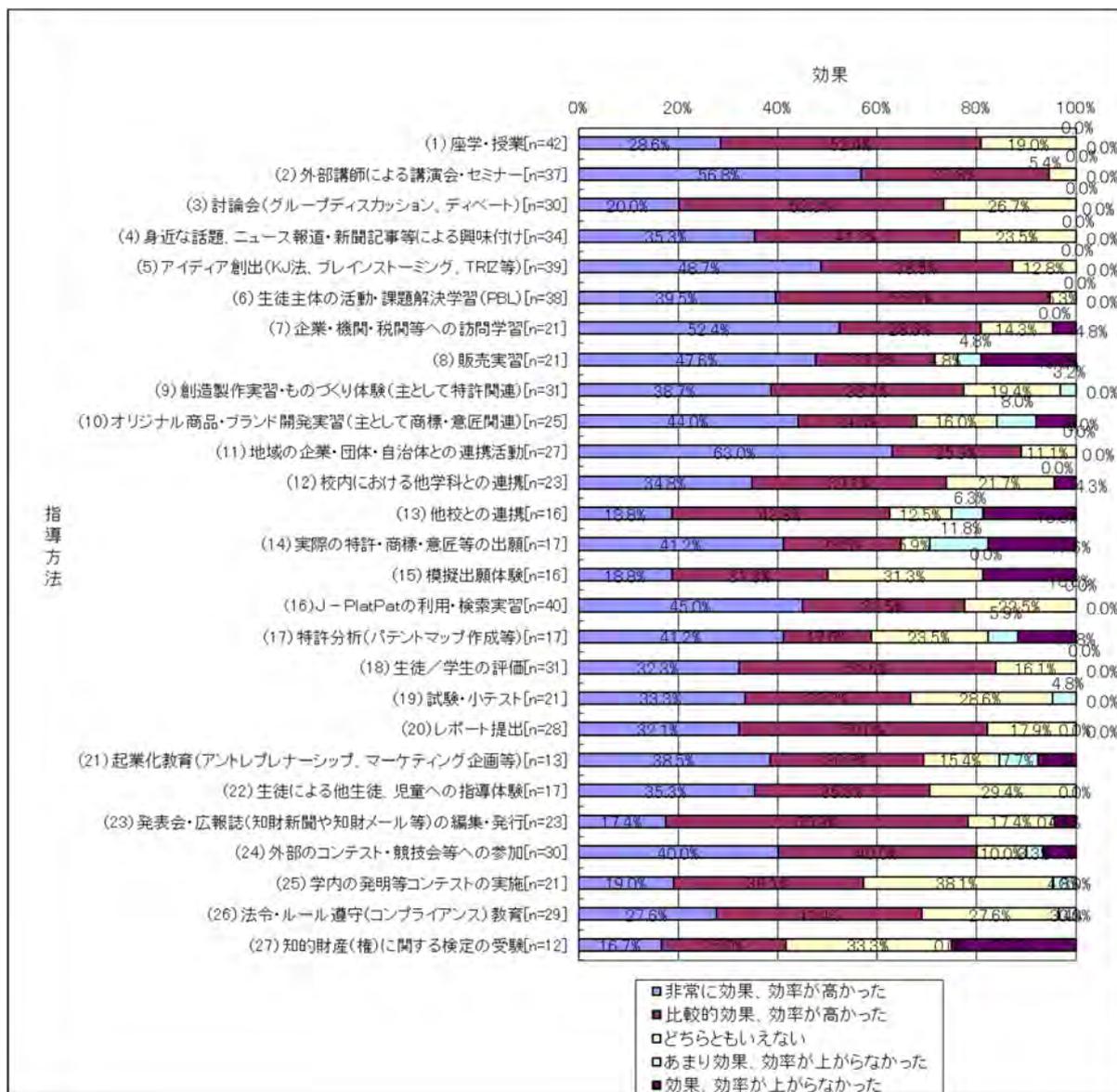
項目	工業 (22校)	商業 (10校)	農業 (1校)	水産 (5校)	高専 (4校)	合計 (42校)
1)座学・授業	22 100%	10 100%	1 100%	5 100%	4 100%	42 100%
2)外部講師による講演会・セミナー	17 77%	10 100%	1 100%	5 100%	4 100%	37 88%
3)討論会 (グループディスカッション、ディベート)	16 73%	7 70%	0 0%	5 100%	2 50%	30 71%
4)身近な話題、ニュース報道・新聞記事等による興味付け	17 77%	8 80%	1 100%	5 100%	3 75%	34 81%
5)アイデア創出 (KJ法、ブレインストーミング、TRIZ等)	19 86%	10 100%	1 100%	5 100%	4 100%	39 93%
6)生徒主体の活動・課題解決学習(PBL)	20 91%	10 100%	1 100%	4 80%	3 75%	38 90%
7)企業・機関・税関等への訪問学習	9 41%	7 70%	0 0%	2 40%	3 75%	21 50%
8)販売実習	5 23%	10 100%	1 100%	4 80%	1 25%	21 50%
9)創造製作実習・ものづくり体験 (主として特許関連)	16 73%	7 70%	0 0%	4 80%	4 100%	31 74%
10)オリジナル商品・ブランド開発実習 (主として商標・意匠関連)	7 32%	10 100%	1 100%	5 100%	2 50%	25 60%
11)地域の企業・団体・自治体との連携活動	9 41%	10 100%	0 0%	5 100%	3 75%	27 64%
12)校内における他学科との連携	10 45%	6 60%	0 0%	3 60%	4 100%	23 55%
13)他校との連携	7 32%	5 50%	0 0%	2 40%	2 50%	16 38%
14)実際の特許・商標・意匠等の出願	9	5	0	1	2	17

項目	工業 (22校)	商業 (10校)	農業 (1校)	水産 (5校)	高専 (4校)	合計 (42校)
	41%	50%	0%	20%	50%	40%
15) 模擬出願体験	10	3	0	2	1	16
	45%	30%	0%	40%	25%	38%
16) J-PlatPat の利用・検索実習	22	10	0	5	3	40
	100%	100%	0%	100%	75%	95%
17) 特許分析(パテントマップ作成等)	8	4	0	2	3	17
	36%	40%	0%	40%	75%	40%
18) 生徒／学生の評価	17	8	0	3	3	31
	77%	80%	0%	60%	75%	74%
19) 試験・小テスト	10	5	0	4	2	21
	45%	50%	0%	80%	50%	50%
20) レポート提出	13	8	0	5	2	28
	59%	80%	0%	100%	50%	67%
21) 起業化教育(アントレプレナーシップ、 マーケティング企画等)	4	6	0	2	1	13
	18%	60%	0%	40%	25%	31%
22) 生徒による他生徒、児童への指導体験	9	4	0	2	2	17
	41%	40%	0%	40%	50%	40%
23) 発表会・広報誌(知財新聞や知財メール 等)の編集・発行	10	9	0	3	1	23
	45%	90%	0%	60%	25%	55%
24) 外部のコンテスト・競技会等への参加	19	6	0	3	2	30
	86%	60%	0%	60%	50%	71%
25) 学内の発明等コンテストの実施	12	2	0	3	4	21
	55%	20%	0%	60%	100%	50%
26) 法令・ルール遵守(コンプライアンス)教育	15	6	0	4	4	29
	68%	60%	0%	80%	100%	69%
27) 知的財産(権)に関する検定の受験	7	1	0	1	3	12
	32%	10%	0%	20%	75%	29%

図2-2-2 採用された指導法の成果（R元年度 アンケートより）（単位：校）

（注1）グラフ中のnは回答数を示す。

（注2）小数点第二位で四捨五入しているため、指導方法の各項目の合計は100.0%にならない場合がある。



アンケート結果によれば、よく採用されている方法（全体の50%以上）には、1) 座学・授業、2) 外部講師による講演会・セミナー、3) 討論会、4) 身近な話題、ニュース報道・新聞記事等による興味付け、5) アイデア創出、6) 生徒主体の活動・課題解決学習（PBL）、9) 創造製作実習・ものづくり体験、16) J-PlatPatの利用・検索実習、18) 生徒／学生の評価、24) 外部のコンテスト・競技会等への参加 等があり、興味付けから、制度学習や実践的な取組にいたるまで、様々な活動が広くおこなわれている。

このうち、いくつかの取組について、その取組の傾向と具体的な取組内容を述べる。

2) 外部講師による講演会・セミナー

外部講師による講演会・セミナーも広く行われており、指導効果の評価も高い。その内容、講師は、例えば、以下があげられる。

- ・地域企業の講演会を実施し、知的財産戦略に関する話を聞く機会を設けた。（北海道釧路工業高等学校）
- ・山口大学の陣内准教授を招聘し、生活の中から課題を発見し解決策を見いだすためにはどのような力を身に付けるべきか、実例を交えながらわかりやすく講演をいただいた。（鹿児島県立鹿児島高等学校）
- ・「知的財産権とは」というテーマで弁理士の講演会を実施。（愛媛県立八幡浜工業高等学校）
- ・INPIT職員、特許庁職員による知財の活用に関する講演会を通して、生徒、教員の活用に対する意識付けができた。（兵庫県立西脇工業高等学校）
- ・『下町ロケット』のモデルになった東大阪の町工場の青木会長による特別講演会を実施した。（和歌山工業高等専門学校）

5) アイデア創出

KJ法、ブレインストーミング、TRIZ等を知財学習の中で積極的に取り入れているケースは多い。

- ・生徒が知財権を意識した中で主体的に課題を見つけ、KJ法やSWOT分析などの創造的問題解決法を活用しながら課題解決に向けて積極的に取り組んだ。（鹿児島県立奄美高等学校）
- ・課題研究内で標準テキストを活用し知的財産権制度の学習、アイデア創出訓練を実施。（石川県立大聖寺実業高等学校）
- ・アイデアを具現化する技法を身に付けることを目標として、ブレインストーミングやKJ法、オズボーンのチェックリストを紹介し、アイデアを言葉にして整理する手法を身に付けた。（静岡県立焼津水産高等学校）

7) 企業・機関等への訪問学習

主な訪問先としては産業教育フェア新潟県大会や、一般企業、地方自治体の知財管理部門等が挙げられる。また、先進的な取り組みをしている大学や、商品の共同開発のため、地域の商店街へ訪問するケースもあった。

- ・自動車研究開発企業と外装部品に関する研究を行った。（栃木県立宇都宮工業高等学校）
- ・横浜税関を訪問し、産業や経済との関係性について理解を深めた。（神奈川県立平塚商業高等学校）
- ・「みなとちゃん」登録商標について、全国産業教育フェア新潟大会で展示発表をおこない、生徒によるプレゼンテーションや動画制作、アンケート結果から様々な活動を実施した。（茨城県立那珂湊高等学校）

11) 地域の企業・団体・自治体との連携活動

商業高等学校・農業高等学校・水産高等学校において多く行われている。オリジナル商品・ブランド開発を地域の企業・団体・自治体等と連携して行い、地域発の商品・サービス等の展開に繋げる取組もみられる。ま

た、学校間での情報交換といった取組をしているという意見もあった。

その内容、連携先としては、以下があげられる。

- ・地元自治体と連携して地域特産品のブランディング活動を行った。(鹿児島県立種子島中央高等学校)
- ・地元の商店と協力して、商品開発を行うことにより、知財についての知識をより深めることができた。(兵庫県立加古川南高等学校)
- ・地域の企業や団体、農家等と連携し、宮崎獲れ魚（フカ）を使った新製品開発に取り組んだ。(宮崎県立宮崎海洋高等学校)

24) 外部のコンテスト・競技会等への参加

参加校の中で実施されており、指導効果の評価も高い。

例えば、開発した商品や培ってきた技術を競うコンテスト等に応募・出場すること、また商品や技術・デザインといったものをパテントコンテスト・デザインパテントコンテスト等に応募することにより知的財産学習について目標を持って計画を立て（Plan）、実行し（Do）、コンテストにより評価を受け（Check）、これを改善する（Act）P D C Aサイクルの実現の体験になっているものと考えられる。

参加大会としては下記等が挙げられる。(アンケートより抜粋)

- ・パテントコンテスト
- ・デザインパテントコンテスト
- ・全国高校生ロボット競技大会
- ・うまいもん甲子園
- ・工業校長協会主催技術アイデアコンテスト
- ・高校生ビジネスグランプリ
- ・若年者ものづくり競技大会
- ・エネルギー利用技術コンテスト
- ・ユニバーサルデザインコンテスト

2-2-2. 新たに開発または導入した指導方法

新たに開発または導入された指導方法については、アンケートによれば参加校からは以下のような事例の報告がなされている。

これまでも多くの学校が取り組んでいる地域企業・団体等との連携や他校との連携等は、令和元年度も新たに導入している学校がみられる。また、校内の学科を越えた取組を展開している学校も見られた。

これらの優れた取組は、会合における情報交換や、本報告書での周知により、多くの学校に広がっていると考えられる。

新たに開発または導入した指導方法

- ・商品開発を通じた産業財産権の学習（静岡県立御殿場高等学校）
- ・制作物にタイトルを付ける際に、同様または類似のものが無いか確認を義務づけ、ワークシートに記入するようにした。（鹿児島県立川内商工高等学校）
- ・パテントコンテストへの応募：入賞を目指すと言うより、発想力、表現力の育成として具体的な目標を持って取組を行うことが出来、生徒のモチベーションが高められた。（三重県立宇治山田商業高等学校）
- ・「ヒット商品はこうして生まれた！」ヒット商品を支えた知的財産権を授業の導入時に活用した。（鹿児島県立奄美高等学校）

地域企業・団体等との連携

- ・東海大学岡野研究室、(株)藤井電業社、園川電気管理事務所、(有)チェレスティアーレ（山口県立下関工科高等学校）
- ・J A伊勢（校外学習の手配及び商品開発における食材の提供）、伊勢市商工労政課（講演講師の紹介）。（三重県立宇治山田商業高等学校）
- ・株式会社 フェスティバロ社(商品パッケージ)、畑パン（商品開発）（鹿児島県立鹿屋女子高等学校）
- ・観光事業所と販売や流通方法の相談等を行った。（石川県立大聖寺実業高等学校）
- ・観光事焼津魚仲組合加盟のうち20社。事前に組合事務所に連絡して同意をもらい、生徒が好みの企業を選んで訪問し、屋号のいわれや歴史などを調査。屋号をデザインしたパッケージなどをラフスケッチした。（静岡県立焼津水産高等学校）
- ・一般社団法人 みやPEC推進機構、株式会社器、有限会社丸哲、綾農園（宮崎県立宮崎水産高等学校）

他校との連携

- ・鹿児島特別支援学校と工業技術基礎の分野で共同学習を行った。（鹿児島県立加治木工業高等学校）
- ・秋田県立増田高校：新商品開発（秋田県立男鹿海洋高等学校）
- ・球磨工業高校、南稜高校と、地域の祭り会場での「クイズラリー」で連携をとった。（熊本県立球磨中央高等学校）
- ・茨城県立石岡商業高校商品開発担当と商品開発について、丸林弁理士と連携した遠隔授業を行った。（茨城県立那珂湊高等学校）

その他

- ・茨城県の魅力など動画コンテストにおいて、著作権、商標権などの学習をしてから実施。企業へのアポイントも生徒自ら積極的に取っている（茨城県立那珂湊高等学校）

第3節 学習用資料の活用状況

2-3-1. 本年度参加校で使用された標準テキスト等の種類と利用状況と指導効果

(1) 産業財産権標準テキスト等と学校区分による使用状況

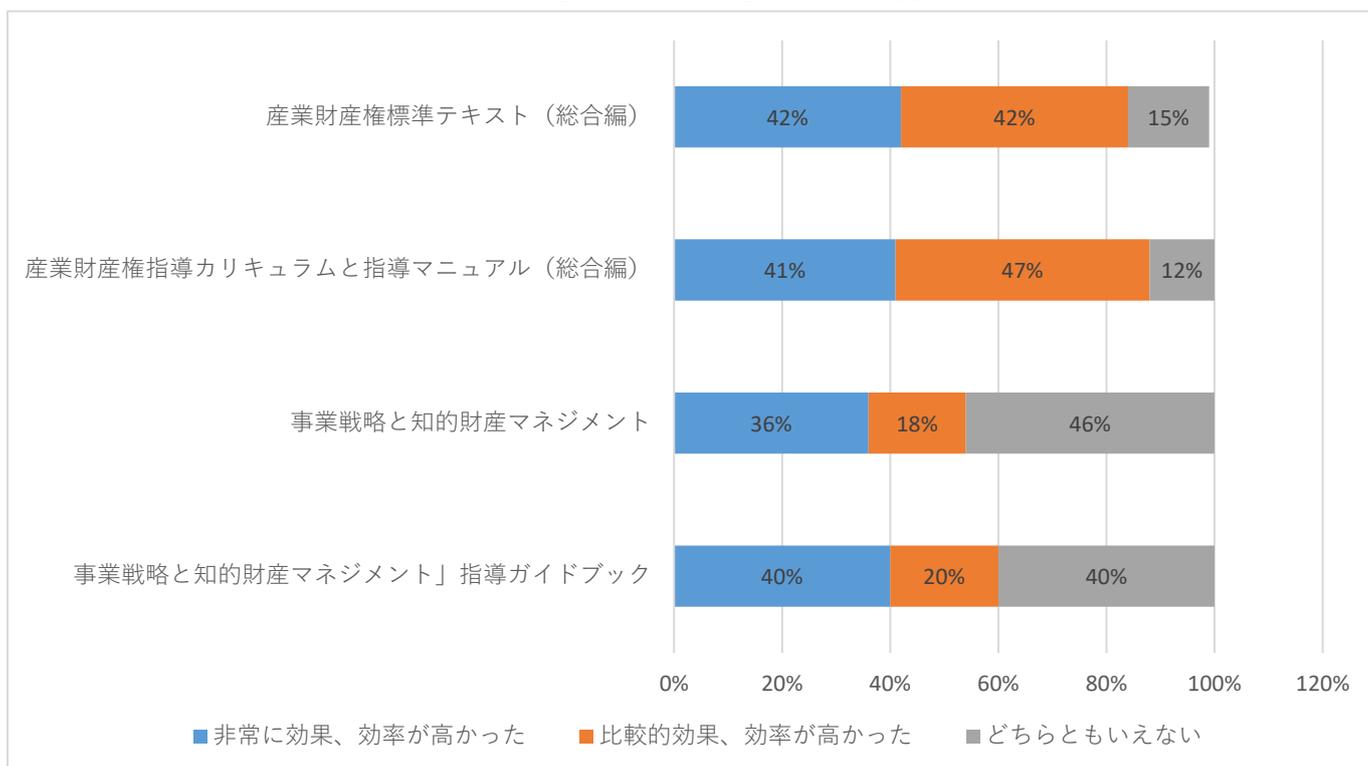
学校区分と使用標準テキストの対応と、テキストの指導効果を、表2-3-1、図2-3-2に示す。

参加校においては、「総合編」が最も活用され、「指導マニュアル（総合編）」も併せて活用されており、指導の効果も高い。その他のテキストについても活動内容に合わせて効果的に使用されているものと思われる。

表2-3-1 産業財産権標準テキスト等の使用状況（令和元年度アンケートより）（単位：校）

	工業 (22校)	商業 (10校)	農業 (3校)	水産 (5校)	高専 (7校)	合計 (42校)
総合編	12	6	1	4	3	26
	55%	60%	33%	80%	43%	62%
指導マニュアル(総合編)	6	3	1	4	3	17
	27%	30%	33%	80%	43%	40%
事業戦略と知的財産マネジメント	3	2	0	3	2	10
	14%	20%	0%	60%	29%	24%
「事業戦略と知的財産マネジメント」 指導ガイドブック	4	2	0	3	2	11
	18%	20%	0%	60%	29%	26%

図2-3-2 標準テキスト等の指導効果【年間報告会時】（令和元年度アンケートより）



2-3-2. 補助学習用資料の活用法

年間アンケートや年間指導報告書によると、補助学習用資料は、知的財産を学ぶ最初の動機づけによく活用されている。

教材として良く使用されているのは、「産業財産権標準テキスト（総合編）」、「産業財産権標準テキスト（総合編）」を活用した産業財産権学習のすすめ 産業財産権指導カリキュラムと指導マニュアル」である。生徒・学生が産業財産権標準テキスト（総合編）を使用し、教員が産業財産権指導カリキュラムと指導マニュアルに沿って指導している例が多く見受けられた。

その他には、「事業戦略と知的財産マネジメント」と「事業戦略と知的財産マネジメント 指導ガイドブック」を活用している学校があった。この4点の資料については、平成30年度は新規参加校にのみINPIT/知財人材部より各学校に配布した。

また、INPITホームページからダウンロードできる「知的創造活動と知的財産」を活用している学校も見受けられた。URL：http://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/manual/souzou_chizai.pdf

その他、市販されている本を購入して学習に役立てているケースもあった。

動画関係では、知的財産を学ぶ最初の動機づけとして、「んちゃ！アラレのおしおき！アイデア泥棒をやっつけちゃえ！」（企画：特許庁）、「がんばれ！コボちゃん牛乳」（企画：特許庁）（※現在は双方とも配布は行っていない。以前配布したものの活用）や、知的財産を扱ったテレビドラマや番組のDVDが活用されている事例があった。また、INPIT、特許庁、弁理士会の各ホームページにある動画なども活用されている。

特許情報プラットフォーム（J-P l a t P a t）は、工業系のみならず、各学科の生徒・学生が特許検索のために使用し、商標検索は、商業系・農業系の生徒の商標検索に活用されている。

そのほか、ホームページは、制度等を学習するため、特許庁や独立行政法人工業所有権情報・研修館のものがよく活用されている。さらに、民間企業・各種団体のホームページ等もよく利用されている。

2-3-3. 学習用資料の改良・新しい学習用資料の開発

年間アンケートに記載された、教員が指導しながら新しい学習用資料を開発したり、学習用資料自身を改善したり、使用法を改良したとの報告事例を以下にあげる。

各学校において、積極的に指導用資料を改良・開発していることがうかがえる。

- ・アイデア創出手法の実践テーマ教材を作成してきた。パワーポイントとして保存し、知的財産研究委員会全職員が閲覧できるライブラリを充実させることを目標としている。テーマ例「レジ袋の再利用」「靴を簡単に干す道具」今年度は新着任者もあったが、実践テーマ教材を使用し今年度も公開授業（セミナー）を実施することができた。また、特許庁コンテスト・デザイン特許庁コンテスト出願資料をパワーポイント動画として生徒が作成し、それについてもライブラリ化を進めている。これは全生徒が使用できる校内ネットワーク上にあるので、自由に閲覧できる。課題研究資料を活用した新たな知財への展開学習。（兵庫県立西脇工業高等学校）
- ・他校の資料を参考にして、知財教育のプレゼンを作成した。（愛媛県立東予高等学校）
- ・アイデアだしとしては様々なやり方を試している。その学校にあった方法が良いと思うが、本校では資料を改良したというよりは授業の立て付けを替えることを実践した。（茨城県立那珂湊高等学校）

第4節 学校組織の対応

2-4-1. 知的財産委員会等の知財人材育成の推進組織の設置と活動

(1) 委員会の設置

知財マインドを持った人材の育成の取組は、特定の限られた教員のみでの活動では困難であり、参加校では校内に知的財産委員会などの委員会を設置して、組織的にその推進に当たるようになっている。

なお、現状の校内での推進委員会の設置状況は、表2-4-1に示すとおり、参加校の95%に当たる40校に設置されている。そのうち、令和元年度に新規設置された委員会は7校ある。

表2-4-1 校内推進委員会の設置年度数（年間指導報告書より）（単位：校）

年	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19以前	設置校合計	未設置校
合計 42校	7校	6校	13校	2校	4校	2校	1校	1校	0校	0校	1校	0校	3校	40校	2校

(2) 委員会の体制

委員の人数であるが、表2-4-2に示すように、4～6人、7～9人が多い。この中では学校の管理者も委員に就任しているケースも多い。

表2-4-2 校内推進委員会の委員数（年間指導報告書より）（単位：校）

年	3人以下	4～6人	7～9人	10～12人	13～15人	16人以上	1校当たり平均人数
合計 40校	4校	9校	12校	7校	7校	1校	8.9人

また、実際に指導にあたる教員・教官の人数は、表2-4-3に示すように、10人以上という学校が最も多く、全体的な指導教員の増加が見受けられる。

表2-4-3 知的財産指導教員の人数（年間指導報告書より）

年	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	教員合計	1校当たり平均人数
合計 41校	2校	5校	2校	0校	8校	4校	2校	2校	2校	14校	333名	8.1名

(3) 委員会の開催頻度

校内推進委員会の開催頻度は、授業の前にその都度という学校もあれば、年に1回という学校もあり、必要に応じ開催する学校が多く見受けられる。

(4) 委員会による支援

支援内容は、年間計画検討、指導内容の確認、計画の進行状況の確認、外部講師講演会・講習会・セミナー等の開催における企画立案及び実施、外部機関との連絡・調整、実践経費の経理の協力、校内における発明コンテストの企画・審査協力など多岐にわたり、学校における知財人材育成の活動を支援している学校が多い。

(5) 校内における知財人材育成の推進組織の支援の効果

複数の教員が参加することにより連絡体制が整備され、校内発明コンテスト等の企画された各種行事が円滑に進行していく、また教員間で情報交換等を行う事により意識啓発促進がなされ、それぞれが知財学習に関する意識を高めていた。

以下に、本年度年間指導報告書における効果についての各学校の意見の一例を記載する。

共通理解・情報共有

- ・年間行事予定や役割分担などの確認を行うことで、教員間の情報の共有化を行った。
- ・学校長を中心として事業の共通理解と支援体制の確立。
- ・教員の共通理解のもとで、指導が行われている。
- ・知的財産セミナーなどの学校全体で取り組む事業の連絡調整を行ったことにより、教員間の情報交換がスムーズとなった。
- ・全体に関わる内容に関しては学科会で調整し、全体で協力して取り組んだ。

体制の整備による円滑な活動実施

- ・校務分掌の中に位置づけられることによって学校全体の取組となる土台ができた。
- ・委員会のメンバーや外部講師から助言をいただくことで効果があった。
- ・専門学科の連携指導の推進に効果的である。本校は5学科の専門学科を有しており、昨年度から全5学科に拡充し、全校体制の取組となっている。
- ・3学科で横断的に取り組み、本校の特色を生かした展開ができています。
- ・「地元企業とのワークショップ」「有識者との意見交流会」においては、本校を中心とした産学官の繋がりが定着しつつあり、取組内容等を発信する場となっている。
- ・基礎学習を通して、生徒の授業中の態度やアンケートの結果により、知財に対する知識や理解を深めることができたとともに、知財人材育成の裾野を広げることができた。

学校行事等における効果

- ・知的財産教育セミナーの実施。
- ・知財教育を活用した学科運営（全校生徒教員を対象とした講演会）。

- ・知的財産に関する講演会の実施。
- ・課題研究成果発表会の実施。

2-4-2. 知的財産関連学校行事の実施

知的財産関連学校行事の実施について表2-4-2に示す。

表2-4-2 学校行事（年間指導報告書より）（単位：件）

行 事	工業	商業	農業	水産	高専	合計
a) 校内向けの講演会	10	3	1	2	1	17
b) 企業・機関・税関等への訪問学習	3	3	0	1	0	7
c) 発表会・展示会（文化祭等）	5	5	0	2	1	13
d) アイデアコンテスト（パテントコンテスト等）	5	0	0	0	1	6
e) 商品販売実習	0	2	0	1	0	3
f) 対外的に開かれたセミナー	1	0	0	0	1	2
g) 職員向けの研修・セミナー	3	0	0	0	0	3
i) 生徒自身による児童・生徒への知的財産指導	4	0	0	0	0	4

最もよく採用されている学校行事は校内向けの講演会であった。外部講師を活用する例も多く、教員よりもその特定分野に関して精通しているために専門的な観点からの指導を受けることができる。だが、すべての講演会等を外部講師に依頼するのではなく、日常の取組をメインとして、その取組の中で知識・経験が不足している分を外部講師による講演や訪問学習により補完することが望ましい。次に合計数で多かったのが、発表会・展示会(文化祭等)であった。文化祭等での発表会・展示会、アイデアコンテスト、商品販売実習等が実施されている。

企業・関係機関などへの見学・訪問は、学校行事としては多くなりつつあり、現在それぞれの取組の流れの中で、地域・企業と連携した商品開発・実習などのインターンシップとして位置付けている学校もあり、また、学校行事として特に言及していない学校も多いが、報告書全体から地域・企業連携が進んでいると考えられる。

対外的に開かれたセミナーの実施を行っている学校もあり、自校の生徒・教職員のみならず、県内外の教職員も参加対象として開催し、知的財産学習に精通した講師による講演や、教員による公開指導等も行われている。独立行政法人工場所有権情報・研修館においても、地域別交流・研究協議会等を開催し、本事業への未参加校も含む地域の学校に参加を呼びかけているが、学校独自にこのような活動が行われることは、知的財産学習の裾野を広げ、取組を深化するうえで大変有益であると考えられる。

一方、知的財産に関する学校行事を実施しなかった学校も集計上は多い。今後更に教員、生徒が参加しやすい知的財産の学校行事を企画・実行することにより、知的財産への関心を増し、知的財産を尊重する精神を養うとともに、これを踏まえた知的財産に関する実践力・活用力育成の取組に繋げていくことが望ましい。